

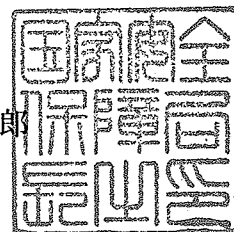


閣安保第281号
平成27年6月15日

行政文書開示等決定通知書

特定非営利活動法人
情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

内閣官房国家安全保障局長
谷内 正太郎



平成27年4月15日付け(同年16日受付)で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載
平成27年4月10日に開催された国家安全保障会議、国家安全保障会議幹事会で審議された際の議事録、配付資料
- 2 開示する行政文書の名称等
 - (1) 国家安全保障会議の開催について(平成27年4月10日)
 - (2) 内閣官房長官応答要領案
- 3 不開示とした部分とその理由
上記2の(1)中の「2.」において不開示とした部分は、これまで詳細を公にしたことがない四大臣会合の定例的な開催場所である。
これらを公にした場合、定例的な開催場所が明らかになり、今後の国家安全保障会議の開催場所を推察され、今後の開催に際し、敵対する勢力からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれがある。
以上のことから、法第5条第3号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
- 4 不開示決定
 - (1) 不開示決定した行政文書の名称
 - ① 国家安全保障会議【四大臣会合】(平成27年4月10日)非公表資料
 - ② 国家安全保障会議 議事の記録
 - ③ 開示請求された「平成27年4月10日に開催された国家安全保障会議幹事会で審議された際の議事録、配付資料」に係る行政文書

(2) 不開示とした理由

① 上記4(1)①の国家安全保障会議において非公表とした文書が開示された場合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなるため、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益をこうむるおそれがある。

以上のことから、法第5条第3号に定める不開示情報が記録された文書に該当する。

② 上記4(1)②の国家安全保障会議議事の記録が記載された文書が開示された場合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなるため、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益をこうむるおそれがある。

以上のことから、法第5条第3号に定める不開示情報が記録された文書に該当する。

③ 上記4(1)③は作成または取得していないため。(不存在)

5 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

* 同封の説明事項をお読みください。

下記に記載した開示の実施方法により、開示の実施を受けられます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の算定基準	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく実施手数料(※)
A4判文書 2枚	閲覧	100枚までにつき 100円	100円	0円
A4判文書 2枚	複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	20円	0円
A4判文書 2枚 (うちカラー2枚)	複写機によりカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円	40円	0円
A4判文書 2枚	スキャにより電子化しCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額(CD-R1枚)	120円	0円

※ 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額(複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額)を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

事務所における開示の実施を希望する場合には、下記に記した日時の中から、希望する日時を選択してください。

日：平成27年6月22日から平成27年8月21日まで(行政機関の休日を除く。)

時：10:00 から 17:00 まで（昼休みの 12:00 から 13:00 を除く。）

場所：中央合同庁舎第 8 号館 2 階 N213 号室

東京都千代田区永田町 1-6-1

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出された日から 3 日後までに発送予定。

① 複写機により白黒で複写したものの交付した場合

通常郵便物（定形外）500g まで 400 円。

② スキャナにより電子化し CD-R に複写したものの交付した場合

通常郵便物（定形外）100g まで 140 円。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

※ 担当課等

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-1 2（内閣府別館）

内閣官房国家安全保障局

TEL：03-5253-2111（内線）82924